

令和6年度 第8回中央区協議会
(中地域分科会)
会議資料③

【その他】

(1) 資料配付としたパブリック・コメントについて【区振興課】

カ 浜松市農業振興ビジョン（案）《農業水産課》

キ 第3次浜松市環境基本計画（案）《環境政策課》

ク 第3次浜松市人権施策推進計画（案）

《福祉総務課（人権啓発センター）》

令和6年11月27日開催

中央区協議会
(中地域分科会)

浜松市農業振興ビジョン(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市農業振興ビジョン(案)」とは

現行の「浜松市農業振興ビジョン」が令和6年度末で終期を迎えます。浜松市の農業の現状や農業を取り巻く情勢を踏まえながら、持続可能な農業を展開し、本市の農業が目指すべき将来像を実現するため、新たな「浜松市農業振興ビジョン」を策定するものです。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年11月20日(水)～令和6年12月20日(金)

3. 案の公表先

農業水産課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター(中央区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布
浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所※、氏名または団体名※、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報とは、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	農業水産課(市役所本館6階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-0938 浜松市中央区元城町103-2 農業水産課あて
③電子メール	nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	050-3606-6171(農業水産課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. お問い合わせ先

産業部農業水産課(TEL 053-457-2333)

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市農業振興ビジョン（案）
趣旨・目的	本市の農業の現状や農業を取り巻く情勢を踏まえながら、持続可能な農業を展開し、本市が目指すべき将来像を実現するために策定する。
策定（見直し）に至った背景・経緯	“チャレンジ・工夫で「もうかる農業」を実現する”を基本理念として平成30年度に策定した「浜松市農業振興ビジョン」が令和6年度末で終了となるため、これまでの取組を検証し、農業の現状や農業を取り巻く情勢を踏まえて新たなビジョンを策定した。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	農業者はもちろんのこと、市民、事業者、農業関係団体、行政など多様な主体がそれぞれの役割を担い、連携して「オール浜松」で農業振興に取り組むことで、持続可能な農業を展開していくことが重要である。
案のポイント （見直し事項など）	・ <u>基本理念：豊かな資源を次世代につなぐ「もうかる農業」の実現</u> 「もうかる農業」とは、農業の経営規模の大小や形態を問わず、すべての農業者が収益を上げることを行う。農業が持続的に発展していくためには、「もうかる農業」を実現することが不可欠であることから、引き続き基本理念に盛り込んだ。「もうかる農業」の実現により、農業にやりがいや生きがいを感じることで、農業の持続的発展に繋がるとともに農地の保全が図られ、農業が持つ多面的機能などの豊かな資源が次世代に引き継がれる。これを目指す姿とし、基本理念として掲げる。 ・ 基本方針と基本施策 基本理念の実現に向け、2つの基本方針を設定し、さらに10の基本施策を設定し、「人材の確保・育成」は2つの基本方針に共通する施策として位置づける。 <u>基本方針1：持続可能で発展する農業の確立</u> <u>基本施策</u>：①農業経営の基盤強化②担い手の確保③生産性の向上 ④付加価値の向上⑤優良農地の確保⑥農業生産基盤の整備 ⑦環境負荷の低減 <u>基本方針2：農村の保全・振興</u> <u>基本施策</u>：⑧農村関係人口の増加⑨鳥獣被害対策⑩ユニバーサル農業（農福連携）の推進
関係法令・ 上位計画など	浜松市総合計画 基本計画
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	令和6年11月～12月 案の公表・意見募集 令和7年1月 案の修正、市の考え方の作成 令和7年2月 意見募集結果及び市の考え方公表

浜松市農業振興ビジョン（案）

策定の趣旨

浜松市の農業の現状や農業を取り巻く情勢、国・県・市の関連計画を踏まえながら、今後も全国有数の農業都市として、また本市の基幹産業として農業を持続的に発展させ、豊かな農業資源を次世代に継承していくために策定するものです。

浜松市の農業の特徴

- ・日照時間が長く温暖な気候
- ・中山間地から沿岸部までの様々な地域で多種多様な品目が栽培されている
- ・全国有数の農業産出額、総農家数を誇る

■市町村別農業産出額ベスト10（単位：千万円）

順位	2017年(H29)【推計値】		2022年(R4)【推計値】	
	市町村名	産出額	市町村名	産出額
1	田原市	8,833	都城市	9,113
2	都城市	7,715	田原市	9,004
3	銚田市	7,541	銚田市	6,557
4	別海町	6,467	別海町	6,253
5	旭市	5,819	新潟市	5,348
6	新潟市	5,798	浜松市	5,220
7	浜松市	5,121	弘前市	5,044
8	熊本市	4,579	旭市	5,011
9	豊橋市	4,578	鹿屋市	4,601
10	鹿屋市	4,559	曾於市	4,575

出典：市町村別農業産出額（推計）（2017年、2022年）



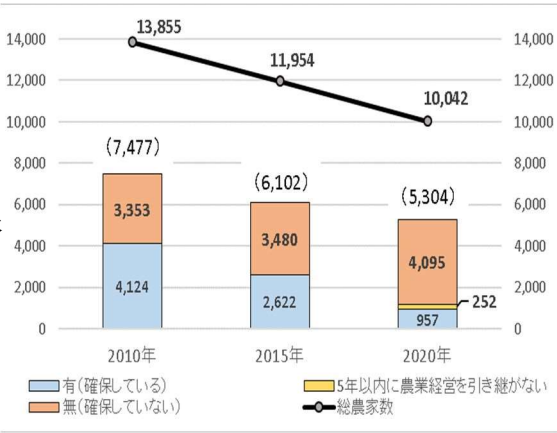
浜松市の農業の課題

- ・農業者の減少と高齢化
- ・経営耕地面積の減少
- ・耕作放棄地が増加
- ・宅地と農地の混在化
- ・気温上昇や豪雨等の異常気象
- ・燃料や資材等の価格高騰
- ・鳥獣被害の増加

出典：農林業センサス結果報告書
（2010年、2015年、2020年）

*2020年は後継者の確保状況別経営体の統計値

■総農家数と農業後継者の有無別農家数（戸）



浜松市農業振興ビジョン

基本理念

豊かな資源を次世代につなぐ「もうかる農業」の実現

基本方針1

持続可能で発展する農業の確立

基本施策

1. 農業経営の基盤強化

- ・農業者の経営意識の醸成
- ・認定農業者の育成・支援
- ・国内外への販路拡大
- ・安全安心な農産物の安定供給

基本施策

2. 担い手の確保

- ・新規就農者の育成・支援
- ・企業参入や外国人材など幅広い農業人材の確保

基本施策

3. 生産性の向上

- ・スマート農業の促進
- ・新技術・新品種の導入促進
- ・省力化の促進

基本施策

4. 付加価値の向上

- ・浜松産農産物の魅力発信
- ・6次産業化、ブランド化

基本施策

5. 優良農地の確保

- ・農地の集積・集約の促進
- ・耕作放棄地の解消

基本施策

6. 農業生産基盤の整備

- ・基盤整備事業の推進
- ・農業用施設の適切な保全
- ・農業用施設の耐震対策推進

基本施策

7. 環境負荷の低減

- ・環境負荷低減に資する生産方式の導入促進
- ・有機農業の促進

基本方針2

農村の保全・振興

基本施策

8. 農村関係人口の増加

- ・食農教育・地産地消の推進
- ・観光資源としての農山村活用
- ・農地の持つ多面的機能の維持
- ・多様な農業人材の支援

基本施策

9. 鳥獣被害対策

- ・有害鳥獣の捕獲と防除

基本施策

10. ユニバーサル農業（農福連携）の推進

- ・障がい者等農業に関する活動の環境整備

＜人材の確保・育成＞

計画期間：令和7年4月1日～令和17年3月31日（10年間）

本ビジョンの期間は、30年後の本市の将来像を描いた「浜松市総合計画/基本構想『浜松市未来ビジョン』」を受け、10年間の基本計画を定めた「浜松市総合計画基本計画」の終期に合わせた令和16年度とします。

推進体制：浜松市農業振興協議会にて基本施策の進捗管理、情報共有、意見交換等を実施

第3次浜松市環境基本計画(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「第3次浜松市環境基本計画計画(案)」とは

浜松市環境基本計画は、市の環境政策の方向性を示すため、浜松市環境基本条例（平成10年浜松市条例第49号）第9条の規定に基づく「環境の保全及び創造に関する基本的な計画」として定めています。第2次環境基本計画（計画期間：2015～2024年度・2020年度改定）が計画期間を終えることから、社会情勢の変化等を踏まえ、2025年度を始期とした新たな計画を策定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年11月15日（金）～令和6年12月16日（月）

3. 案の公表先

環境政策課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター（中央区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布

浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、**住所※、氏名または団体名※、電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

- ・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	環境政策課（浜松市鴨江分庁舎4階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 （最終日の消印有効）	〒432-8023 浜松市中央区鴨江三丁目1-10 環境政策課あて
③電子メール	kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	050-3606-4345（環境政策課）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

環境部環境政策課（TEL：053-453-6146）

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	第 3 次浜松市環境基本計画（案）
趣旨・目的	第 2 次浜松市環境基本計画の期間（2015～2024 年度）満了に伴い、浜松市環境基本条例（平成 10 年浜松市条例第 49 号）第 9 条に基づく環境の保全及び創造に関する基本的な計画として 2025 年度を始期とする新たな計画を策定するものです。
策定（見直し）に至った背景・経緯	・第 2 次浜松市環境基本計画の策定から 10 年が経過し、気候変動、生物多様性の損失、海洋汚染などの環境問題は深刻化しています。 ・2021 年 地球温暖化対策計画（国）が策定されました。 ・2023 年 生物多様性国家戦略が策定されました。 ・2024 年 第 6 次環境基本計画（国）が策定されました。 ・2024 年 第 5 次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	今後、重点的に取り組む施策の方向性を定めるにあたり、近年の環境課題や社会情勢のほか、第 6 次環境基本計画（国）の内容、第 2 次浜松市環境計画において掲げた基本方針に対する評価と課題を考慮しました。
案のポイント （見直し事項など）	<u>○将来の理想の姿（環境の将来像）</u> 2045 年の理想の姿（＝環境の将来像）を次のとおり掲げます。 「脱炭素化と循環型社会の形成が進展し、豊かなくらしや持続的な経済活動と多様な自然環境が共生するまち」 <u>○10 年後の目標</u> 環境の将来像を実現するため、次の 2 つを 10 年後の目標に掲げます。 ①市民一人ひとりの日常生活や事業者の経済活動における脱炭素や資源循環につながる取組を推進し、環境負荷を低減する ②市民・事業者・市民活動団体による環境保全活動を浸透させ、豊かで良好な自然環境と快適で安全・安心な生活環境を確保する <u>○これからの環境施策の方針</u> 10 年後の目標を達成するため、4 つの基本政策と共通政策を掲げ、施策を推進します。 基本政策 1 生活環境の保全 基本政策 2 循環型社会の形成 基本政策 3 カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現 基本政策 4 自然環境との共生 共通政策 政策を支える基盤づくり

関係法令・ 上位計画など	<u>○関係法令</u> 環境基本法 <u>○上位計画など</u> 浜松市総合計画（基本構想、基本計画）
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	案の公表、意見募集 令和 6 年 11 月 15 日（金） 意見募集の終了 令和 6 年 12 月 16 日（月） 市の考え方の公表 令和 7 年 2 月 計画施行 令和 7 年 4 月

1. 環境基本計画とは／社会情勢の変化

環境基本計画とは

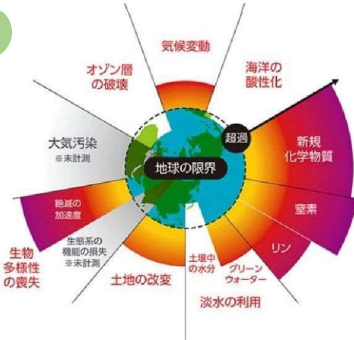
浜松市環境基本条例第9条に基づき策定する計画です。第2次浜松市環境基本計画（以下、第2次計画）の期間満了に伴い、2025～2034年度を期間とする新たな計画を策定します。

社会情勢の変化

気候変動、生物多様性の損失、海洋汚染等の環境問題は深刻化しており、世界的な課題となっています。国においても、第6次環境基本計画を策定し、こうした課題への対応方針を示すなど、社会情勢は大きく変化しています。

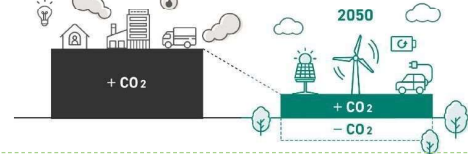
環境収容力

- ✓ 地球上で生存するための超えてはならない限界を設定した概念「プラネタリー・パウンダリー」に注目
- ✓ 地球の資源や調整能力を超えた活動により、不可逆的な変化等が生じることを示唆



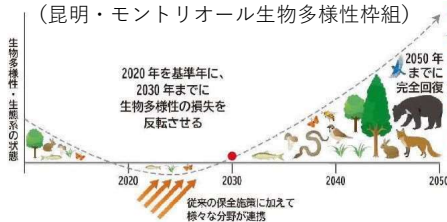
気候変動

- ✓ 2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロに（カーボンニュートラル宣言）
- ✓ 2100年の世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5℃以内に抑える努力を追求（グラスゴー気候合意）



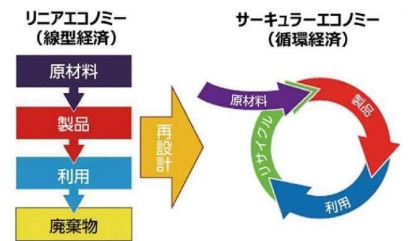
自然共生

- ✓ 2030年までに自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる「ネイチャーポジティブ」の考え方が提示（昆明・モントリオール生物多様性枠組）



循環経済

- ✓ 天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される「循環型社会」の形成を推進
- ✓ 線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に利用する循環経済「サーキュラー・エコノミー」への移行を推進



図出展 | 環境省HP、生物多様性はままつ戦略2024

2. 第2次浜松市環境基本計画の評価と課題

- 第2次計画では、5つの基本方針に基づく施策を展開してきました。その評価と課題は次のとおりです。

基本方針	主な取組・評価	課題
①健康で安全な生活環境を保全する都市	➢ 事業場への立入検査、市内大気・公共用水域の常時監視の実施により環境基準の達成を維持 ➢ 解体工事現場への立入検査実施によりアスベスト飛散防止を強化 ➢ PCB保管事業者への指導により適正処理を促進 ➢ 流域対策、面源負荷対策等の実施により佐鳴湖の水質改善を推進	➢ 水質改善だけでなく、水辺環境保全への市民ニーズの変化 ➢ PCB特別措置法に定める処理期限後の低濃度PCB廃棄物の発生
②資源を有効に活用する循環型都市	➢ ごみ減量・資源化施策や家庭ごみ有料化制度に関する説明会の実施等により排出量が減少 ➢ 産業廃棄物の多量排出事業者に対する適正処理指導により発生抑制・再使用・再生利用を促進 ➢ 海洋プラスチックごみをテーマとした環境劇の実施により意識啓発を推進	➢ 市民や事業者のごみ減量・資源化に関する意識向上や行動変容の一層の促進 ➢ 不法投棄防止撲滅に向けた継続的な対策の実施 ➢ プラスチックごみ問題に関する意識啓発の継続、自主的な清掃活動を促進するための環境整備
③気候変動に適応しエネルギーを効率的に利用する都市	➢ 「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく施策の実施により温室効果ガス削減（基準年度比 20.4%削減） ➢ 太陽光発電の導入推進により導入量は全市区町村トップを維持（※経済産業省公表データ）	➢ カーボンニュートラルに取り組む中小企業向け支援策の推進 ➢ 市民への継続的な啓発活動を通じた脱炭素を意識したライフスタイルへの転換の促進
④多様な環境と人々の暮らしが共存する都市	➢ 「浜松市生きもののパートナーシップ協定」に基づく市民等協働での環境保全活動、クワハリス防除対策等により生物多様性の保全を推進 ➢ イベントでの天竜材（FSC認証材）の普及啓発により認知度向上やブランド化を推進 ➢ 土地所有者の高齢者化等により地域制緑地の維持は困難化	➢ 絶滅危惧種の生息・生育場所の保全、特定外来生物に対する一層の防除対策の推進 ➢ 天竜材のブランド化を推進するため、メディアやデジタルツール等のリーチ手法の検討が必要 ➢ 地域制緑地の指定に向けた地域特性に応じた保全方法の検討、地域住民との緑地保全活動の実施等を通じた意識醸成の推進
⑤環境活動を実践する人が育つ都市	➢ 環境学習指導者を養成し、幼保・小中学校等の学習会に派遣することにより、環境教育を推進 ➢ 環境学習イベントの開催等により市民等の環境問題に対する意識啓発を推進	➢ 環境学習会・イベントの開催等を通じた市民等の環境問題に対する意識啓発の継続 ➢ 環境学習指導者の活動場所の提供、指導者同士の連携の促進

3. 環境の将来像

- 現行計画の策定時（2015年度）に、浜松市総合計画を踏まえて将来（2045年）の理想の姿＝環境の将来像を掲げました。
- 本計画では、社会情勢の変化や現行計画の評価・課題等を踏まえ、環境の将来像を刷新しつつ、今後10年間で取り組む施策を定めます。

第2次浜松市環境基本計画（2015～2024年度）

第3次浜松市環境基本計画（2025～2034年度）

（仮）第4次浜松市環境基本計画（2035～2044年度）

将来（2045年）の理想の姿【環境の将来像】

脱炭素化と循環型社会の形成が進展し、
豊かなくらしや持続的な経済活動と多様な自然環境が共生するまち

近年、気候変動や生物多様性の損失、環境汚染などの環境問題は深刻化し、世界的な課題となっており、その対応が急務となっています。一方で、人々の生活や社会経済活動は永続していくことから、こうした課題への対応と避けられない状況の変化への適応を両立させていく必要があります。

これらを踏まえ、市民や事業者が脱炭素型の日常生活や経済活動に転換するとともに、限りある資源を持続可能な状態で利活用する意識が定着し、実践することが重要です。こうした一人ひとりの取組により、豊かで快適なくらしの維持や、持続的な経済活動の発展を続けながら、本市が有する山・海・川・湖などの豊かな自然や多様な生物が保全され、共生するまちを目指します。

4. 将来像を実現するための取組の方向性

- 2045年の理想の姿（環境の将来像）の実現に向けて、本計画において達成を目指す「10年後の目標」を掲げます。
- また、この目標を達成するための取組の方向性や基本政策・共通政策を定め、施策を推進します。

将来（2045年）の理想の姿【環境の将来像】

脱炭素化と循環型社会の形成が進展し、豊かなくらしや持続的な経済活動と多様な自然環境が共生するまち

10年後の目標

- ① 市民一人ひとりの日常生活や事業者の経済活動における脱炭素や資源循環につながる取組を推進し、環境負荷を低減する
- ② 市民・事業者・市民活動団体による環境保全活動を浸透させ、豊かで良好な自然環境と快適で安全・安心な生活環境を確保する

取組の方向性

- 市民や事業者に脱炭素や資源の有効活用など環境に配慮したライフスタイル・事業活動の定着を促し、官民連携によるカーボンニュートラル・循環型社会の形成を図ります。
- 快適で良好な生活環境を創出するとともに、ネイチャーポジティブの実現に向けて、豊かな自然環境の維持・回復・向上を図ります。

4つの基本政策と共通政策

- | | | | |
|-----------|------------|---------------------------|------------|
| 1 生活環境の保全 | 2 循環型社会の形成 | 3 カーボンニュートラル・
脱炭素社会の実現 | 4 自然環境との共生 |
|-----------|------------|---------------------------|------------|

共通 政策を支える基盤づくり

5. これからの環境施策

- 10年後の目標を達成するための4つの基本政策と共通政策に位置付ける主要な施策・指標を次のとおり定めます。
- 市環境部を中心とした関係課による取組により、施策を推進します。

	政策名	主要施策	指標
基本政策	①生活環境の保全	➢ 大気汚染対策 ➢ 騒音・振動・悪臭対策 ➢ 水環境の保全対策	■ 大気環境基準4項目（SO₂、NO₂、CO、SPM）環境基準値達成割合 ■ アスベスト届出（レベル1・2）立入実施率 ■ 一般環境騒音環境基準値達成割合 ■ 公害未然防止調査実施率 ■ 公共用水域の環境基準達成率 ■ 地下水の環境基準達成率
	②循環型社会の形成	➢ 一般廃棄物の減量とリサイクルの推進 ➢ 産業廃棄物の適正処理の推進	■ 資源化率 ■ ごみ総排出量 ■ 一人一日あたりの家庭系ごみの排出量 ■ 生活環境に影響を及ぼすおそれのある産業廃棄物の不法投棄件数
	③カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現	➢ 温室効果ガスの排出削減	■ 市域からの温室効果ガス排出量 ■ 市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量
	④自然環境との共生	➢ 生物多様性の保全 ➢ 森林・農地・緑地の保全	■ 保護地域及び自然共生サイトの面積 ■ 環境保全活動に参加した市民の割合 ■ FSC森林認証面積 ■ 多面的機能支払交付金の面積カバー率
共通政策	政策を支える基盤づくり	➢ 学校・地域・社会など幅広い場における環境教育 ➢ 適正な環境配慮の取り組み	■ 環境学習会に参加した市民の割合 ■ 環境学習指導者養成講座修了者数

第3次浜松市人権施策推進計画(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「第3次浜松市人権施策推進計画(案)」とは

令和2年3月に策定した「第2次浜松市人権施策推進計画」が5年の期間満了を迎えますが、現在も多様な人権問題が存在しその解消に向けた取り組みが必要となっています。そのため、社会情勢など人権を取り巻く状況の変化も踏まえ「第3次浜松市人権施策推進計画」を策定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年11月15日(金)～令和6年12月16日(月)

3. 案の公表先

福祉総務課人権啓発センター(クリエート浜松1階)、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター(中央区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所※、氏名または団体名※、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	人権啓発センター(クリエート浜松1階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-0916 浜松市中央区早馬町2-1 人権啓発センターあて
③電子メール	jinken@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-450-7702(人権啓発センター)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

健康福祉部福祉総務課人権啓発センター(TEL 053-457-2031)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

- パブリック・コメント実施案件の概要 P 1
- 第3次浜松市人権施策推進計画（案） P 2
- 参考資料
第3次浜松市人権施策推進計画 解説編（案） 浜松市ホームページに
掲載

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	第3次浜松市人権施策推進計画（案）
趣旨・目的	人権施策推進計画は、様々な人権問題の解消に向けて、今後の本市の人権施策の方向性を示すとともに、浜松市に暮らすすべての人が、人権について知り考え、一人ひとりがかけがえのない存在であることを認識し、「多様性を認め合う差別のない社会」づくりへの指針となるものである。
策定（見直し）に至った背景・経緯	令和2年3月に策定した「第2次浜松市人権施策推進計画」が期間満了を迎えるため、これまでの取り組みについての検証をするとともに、現在も多様な人権問題が存在することから、その解消に向けた取り組みについて、人権を取り巻く社会状況の変化も踏まえ「第3次浜松市人権施策推進計画」を策定する。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	計画の策定については、国が示した主な人権課題、現在の計画の進捗状況の検証、人権に関する意識調査結果などを踏まえ、新たな人権課題及び新たな取り組みについても反映できるよう、見直しを行った。
案のポイント （見直し事項など）	【計画期間】 令和7年度～令和11年度の5年間 【政策目標】 すべての人が、自分らしく生き暮らしていくためには、一人ひとりの人権をお互いに尊重することが大切であることから、政策目標を「多様性を認め合う差別のない社会の実現」に変更した。 【施策の方向性】 内容については、基本的には前計画を継承して実施する中で、社会情勢の変化を踏まえ、「インターネットによる人権侵害」をその他の人権問題の中から新たな柱として分野別施策の取り組みに取り上げた。
関係法令・ 上位計画など	【関係法令】人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 再犯の防止等の推進に関する法律 【上位計画】浜松市地域福祉計画
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	令和6年11月～12月 案の公表、意見募集 令和7年2月～3月 議会・委員会報告、市の考え方公表 令和7年4月 計画の施行

第3次浜松市人権施策推進計画

令和7年(2025)度～令和11(2029)年度

計画策定にあたって

人権は、「誰もが幸せに生きていく権利」、「自分が自分らしく生きる権利」で、身近で大切なものです。そして「お互いの違いを認め合い」、「個人として尊重し合う」ことによって守られるものと考えます。

しかしながら、いじめや虐待、ハラスメントなどで「幸せに生きていく権利」が奪われたり、偏見や差別を受けて「自分らしく生きる権利」が侵されたりしています。

私たちの周囲にはまだまだ、様々な人権問題が存在するとともに社会情勢の変化を受けて多様化が進んでいます。

この計画は、浜松市に暮らすすべての人が人権について知り考え、一人ひとりがかけがえのない存在であることを認識し、多様性を認め合い、人権を尊重し、自分らしく幸せに生きられる社会を願い策定しました。



第3次浜松市人権施策推進計画で目指すもの

政策目標 多様性を認め合う差別のない社会の実現

すべての人が、自分らしく生き暮らしていくためには、

一人ひとりの人権をお互いに尊重することが大切であることから、

「多様性を認め合う差別のない社会の実現」を目指した取り組みを推進します。

基本姿勢 人権尊重意識の定着～互いに認め合い、尊重し合う～

◇人権尊重意識の定着度 50% を目指して事業の推進に取り組めます。

第2次人権施策推進計画において人権尊重意識の定着50%を目指してきましたが、令和5(2023)年の意識調査では31.7%でした。引き続き、人権尊重意識の定着に向けた取り組みが必要と考えます。そのためには、人権に関する正しい知識を身につけることが重要であり、法務局、人権擁護委員、関係団体等と連携して正しい知識の普及・啓発に努めていきます。

また、人権啓発に取り組む企業や関係団体等の活動も多様性を認め合う、差別のない社会の実現に大きく寄与しており、これらの主体とも連携・協力し、必要に応じて意見を求め施策を推進していきます。そして、それぞれの特性を活かし、共に関わることで、人権問題解決のためのインクルーシブ(包摂的)な環境が整えられていきます。

市は、今後も地域の実情に沿った取り組みを継続的に推進しながら、様々な主体との連携を強化することが重要だと考えます。

令和5(2023)年実施の人権に関する意識調査結果より

問1. あなたは、人権を尊重することは重要だと思いますか？	はいの回答	95.2%
問2. あなたは、自分以外の人の人権を尊重することができていると思いますか？	はいの回答	76.3%
問3. 浜松市は、「人権尊重の意識」が生活の中に定着していると思いますか？	はいの回答	31.7%

体 系 図

政策
目標

基本
姿勢

施策の方向性・取り組み

多様性を認め合う差別のない社会の実現

人権尊重意識の定着
↳互いに認め合い、尊重し合う

重点的な取り組みの方向性

- ① 幼児期からの家庭・幼児教育の場における人権教育
- ② 学校における人権教育
- ③ 地域社会への啓発
- ④ 企業における人権啓発
- ⑤ 人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等
- ⑥ 人権を身近に感じる啓発活動
- ⑦ 相談・支援の推進

分野別施策の取り組み

- 1 女性をめぐると人権
- 2 こどもをめぐると人権
- 3 高齢者をめぐると人権
- 4 障がいのある人をめぐると人権
- 5 部落差別（同和問題）
- 6 外国人をめぐると人権
- 7 刑を終えて出所した人をめぐると人権（第2次再犯防止推進計画）
- 8 性的マイノリティをめぐると人権
- 9 インターネットによる人権侵害
- 10 その他の人権問題

重点的な取り組みの方向性

① 幼児期からの家庭・幼児教育の場における人権教育

◎方向性

- 将来の人格形成に向けて重要な幼児期に
- ・人権への気づきと芽生えとなるような教育
 - ・保護者への学習機会を提供

○主な取り組み

- ・幼・小・中学校の保護者対象の人権講座
- ・人権啓発絵本の作成
- ・世代間交流事業

② 学校における人権教育

◎方向性

- 発達段階に応じて人権尊重の意識を高め、正しい知識を理解していくために
- ・学校での人権教育の充実
 - ・教職員への研修

○主な取り組み

- ・人権教育の推進
- ・人権教室の実施
- ・教職員研修

③ 地域社会への啓発

◎方向性

- お互いに認め合い、尊重し合える社会となるように
- ・人権について知ったり考えたりする機会の提供
 - ・正しい知識と理解を深める啓発活動

○主な取り組み

- ・市民向けの講座
- ・人権講演会
- ・こどもの見守り活動

④ 企業における人権啓発

◎方向性

- 企業の社会的責任(CSR)が重要視され、企業にも人権に関する正しい知識と理解を深めることが求められているので
- ・企業における啓発活動
 - ・企業の取り組みへの支援

○主な取り組み

- ・企業向け人権講座
- ・企業の社会貢献活動相談支援

⑤ 人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等

◎方向性

- 人権教育・啓発の推進には、教職員、市職員が正しい知識と理解を深めることが重要
- ・研修会、講座等の実施
 - ・人権尊重意識の高い人材育成

○主な取り組み

- ・市職員対象の研修
- ・教職員対象の研修
- ・人権だよりの発行
- ・市町人権教育連絡協議会

⑥ 人権を身近に感じる啓発活動

◎方向性

- 人権を身近に感じ、人権について知ったり考えたりする機会を提供するために
- ・気軽に参加できるイベント、講演会
 - ・多くの市民が参加するイベントでの啓発活動

○主な取り組み

- ・コンサートなどの誰もが気軽に参加できる人権啓発イベントの開催
- ・多言語による情報提供
- ・人権啓発活動地域ネットワーク事業

⑦ 相談・支援の推進

◎方向性

- 人権擁護委員、法務局等とともに
- ・人権に関する悩みの相談
 - ・人権の分野に応じた相談・支援
 - ・相談機関の周知

○主な取り組み

- ・地域包括ケアシステム体制の構築
- ・安心して相談できる相談体制の推進
- ・ICTを活用した相談事業や情報の提供

分野別施策の取り組み

1 女性をめぐる人権

現状と課題

- ・性別による役割分担意識の存在
- ・DV、セクシュアル・ハラスメントなど

取り組みの方向性

- ・ジェンダーギャップの解消に向けた教育・啓発
- ・女性への暴力を見逃さない地域づくり
- ・安心して相談できる環境整備など

2 こどもをめぐる人権

現状と課題

- ・児童虐待、いじめ
- ・こどもの貧困など

取り組みの方向性

- ・こどもの人権が尊重される教育・啓発
- ・こどもに関わる相談事業の充実及び関係機関の連携強化
- ・地域のこどもを守る活動支援など

3 高齢者をめぐる人権

現状と課題

- ・高齢者への虐待
- ・高齢者への詐欺や悪質商法被害など

取り組みの方向性

- ・高齢者の人権が尊重される教育・啓発
- ・高齢者が自立して生活できる環境づくり
- ・高齢者への相談・支援など

4 障がいのある人をめぐる人権

現状と課題

- ・障がいのある人への配慮の不足
- ・障がいのある人の高齢化
- ・発達に課題のあるこどもの顕在化など

取り組みの方向性

- ・障がいのある人の人権が尊重される教育・啓発による「心のバリアフリー」の推進
- ・社会参加促進のための就労支援
- ・障がいのある人やその家族への相談・支援など

5 部落差別(同和問題)

現状と課題

- ・正しい知識と理解の不足
- ・結婚や就職の際の心理的差別の存在など

取り組みの方向性

- ・正しい知識と理解を深めるための教育・啓発
- ・周辺住民との交流事業の継続など

6 外国人をめぐる人権

現状と課題

- ・多国籍化及び外国人材の受入れ拡大
- ・文化や生活習慣の違い
- ・相互理解及び交流の促進など

取り組みの方向性

- ・多様な文化への理解・尊重のための教育・啓発
- ・外国人市民への多言語による情報提供・相談・支援など

7 刑を終えて出所した人をめぐる人権(第2次再犯防止推進計画)

現状と課題

- ・再犯者に占める福祉的支援への必要がある人の割合
- ・刑を終えて出所した人への偏見など

取り組みの方向性

- ・犯罪や非行をした人の就労支援
- ・保健、福祉サービスの提供支援
- ・関心を深めるための啓発活動
- ・活動しやすい環境づくりなど

8 性的マイノリティをめぐる人権

現状と課題

- ・正しい知識と理解の不足
- ・周囲からの偏見や差別、生きづらさなど

取り組みの方向性

- ・アウティング(第三者への暴露)の防止等を含めた正しい知識と理解を深めるための啓発活動
- ・生きづらさを解消するための取り組みなど

9 インターネットによる人権侵害

現状と課題

- ・インターネット利用にともなう人権問題
- ・正しい情報モラルへの理解不足など

取り組みの方向性

- ・情報モラルとICTリテラシーの向上のための啓発
- ・誹謗中傷・人権侵害の解消に向けた取り組みなど

10 その他の人権問題

現状と課題

- ・HIV感染者、ハンセン病患者への偏見や差別
- ・犯罪被害者等に関する人権問題
- ・ホームレスへの嫌がらせや暴力
- ・地震や大雨などの災害時における偏見や人権侵害など

取り組みの方向性

- ・正しい知識と理解を深めるための教育・啓発
- ・犯罪被害者等、ホームレスに関する支援など

浜松市 健康福祉部 福祉総務課人権啓発センター

〒430-0916 浜松市中央区早馬町2番地の1

TEL:053-457-2031 FAX:053-450-7702

URL <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

令和7(2025)年 月発行